

人的資本経営時代の知財法務

営業秘密の知財・労働法務

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

近年、企業価値の向上という観点から、非財務情報の重要性が注目され、その中核に位置する人材の活用が企業に求められている。こうした文脈において、経営戦略と人材戦略を連動させた、人的資本経営の実施に向けた企業経営の変革が説かれてきた¹。

こうした潮流は、人事労務に係る企業法務の在り方に強い影響を与えている。他方、人的資本経営の重要性の高まりは、知財法務とも無縁ではない。「人材戦略」という場合、イノベーションの創出や、AIを中心とするIT技術の活用が主眼に置かれてきた。これらは知的財産法の議論と様々な側面で関係する。

本連載では、以上の社会的動向を踏まえ、人的資本経営の重要性が高まっている近年において、ITを中心に様々な技術が飛躍的に進歩する中で、企業が直面するであろう、労働法を中心とする人材に係る法務と知財の知見の双方が、対応に必要な諸問題を検討する。今回は、重大な漏洩事案の発生やAIの活用、人材の流動化といった社会情勢の中で、重要性が増している、営業秘密についての基本的な対応の在り方を検討する。

第2. 知的財産法による営業秘密保護

1. 不正競争防止法による保護

営業秘密の保護手段として、不正競争防止法が一般的に用いられる（以下、本連載を通じて「不競法」という。）。機密情報が不競法上の保護を受けるためには、不競法2条6項から、①秘密管理性、②非公知性、③有用性が必要である。特に実務上、秘密管理性は特に問題とされてきた²。

秘密管理性は、保有者が当該情報を秘密として管理する秘密管理意思につき、従業員等において認識可能な状態になっているか、情報の性質、保有形態、企業規模等を考慮して判断される³。

- 1 経済産業省「人的資本経営の実現に向けた検討会報告書～人材版伊藤レポート2.0～」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinteki_shihon/pdf/report2.0.pdf (2025年2月20日最終閲覧)) 8-10頁 (2022)。
- 2 東京弁護士会労働法制特別委員会『新労働事件実務マニュアル 第6版』336頁及び341頁（ぎょうせい、2024）。
- 3 経済産業省 知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法 令和6年4月1日施行版」(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/Chikujo.pdf> (2025年2月20日最終閲覧)) 46-47頁 (2024)。

近年では、東京高判平成29年3月21日（平成28年（う）第974号）において、客観的な認識可能性が重視され、「相当高度な管理方法が採用、実践されたといえなくても、当該情報に接した者が秘密であることが認識できれば、全体として秘密管理性の要件は満たされていた」ものというべきとの判断がされ、注目を集めた⁴。しかし、漏洩が生じた事案において、営業秘密に係る管理の十分さを示すことが難しい場合は、少なくない。例えば、知財高判令和5年2月21日（令和4年（ネ）第10088号）の原判決である東京地判令和4年8月9日（令和3年（ワ）第9317号）では、従業員への閲覧の制限や、秘密である旨の表示が認定されず、情報管理規程に従った管理もされていなかったことから、秘密管理性が否定された。

さらに、秘密管理をどの時点から、どの程度の期間、継続するべきであるのかという点も問題となり得る。この点について、福岡地判平成14年12月24日（平成11年（ワ）第1102号、平成11年（ワ）第3694号、平成11年（ワ）第3678号）では、「かつて営業秘密の管理として不十分であったとしても、その後十分な管理がなされるようになれば、その間に公知となるとか有用性を失うなどの事情がない限り、同時期から営業秘密として保護されるべきである。」とされた。もっとも、裁判例の大半は、このような判断を明示していない。東京地判令和4年7月20日（令和元年（ワ）第31378号、令和2年（ワ）第13188号）では、開示されアクセス可能であった時期における秘密管理の必要性が判断されている。リスク回避の観点からは、秘密管理について情報の保有から、可能な限り早期の時点で管理策を実施し、継続するべきである。

また、非公知性についても、製品の流通態様によっては問題となる。知財高判平成23年7月21日（平成23年（ネ）第10023号）では、「市場で流通している製品から容易に取得できる情報は、不競法2条6項所定の「公然と知られていないもの」ということができない」と判断された。その他の裁判例も含めて、情報の取得に要するコスト等を総合的に考慮し、いわゆるリバースエンジニアリングとの関係での情報の非公知性が判断される傾向が指摘されている⁵。

さらに権利行使の際には、以上の要件の充足や、不正競争行為に該当する態様（不競法2条1項4号ないし10号⁶）で情報の取得や利用をしていることを、具体的かつ明確に主張立証する必要がある⁷。これらの立証手段は、権利を行使する側からは入手することが難しい場合が少なくない。この点については、不競法6条の具体的態様の明示義務の定めが存在する。さらに、近年の不競法改正の中で、生産方法や、不競法施行令で定めるその他の技術上の営業秘密に関して、不競法5条の2として、使用行為等の推定規定が置かれ、一定の緩和がされた状況にある。ただし、推定規定は技術上の情報を対象にしている点には留意を要する（不競法施行令も参照）。

4 経済産業省の「秘密管理指針」の改訂との関係についての考察として、末吉互「営業秘密の重要論点——「秘密管理性」と「営業秘密の使用」」ジュリスト1585号72-73頁（2023）。秘密管理指針における「秘密管理性」要件に関する変遷について、小泉直樹「不正競争防止法における営業秘密三要件の趣旨と近時の裁判例」法曹時報76巻7号1710-1712頁（2024）。

5 経済産業省 知的財産政策室編・前掲注3）51頁（注）、経済産業省・「営業秘密管理指針」（<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>（2025年2月20日最終閲覧））（平成31年1月23日・改訂版）17-18頁、林いづみ「判批」茶園成樹＝田村善之＝宮脇正晴＝横山久芳『商標・意匠・不正競争判例百選[第2版]』209頁（2020）。

6 各種類型について、経済産業省・前掲注3）97-98頁。

7 主張立証が十分ではないと判断される例は近時でも少なくない。例えば、知財高判令和2年6月30日（令和元年（ネ）第10080号）では、具体的に対象となる情報のいずれの部分が営業秘密に当たるのかという点が不明確であったことなどから、営業秘密該当性が否定された。